

○特別聴講学生（外国人留学生）の
履修に関する特例措置について

〔平成24年3月8日〕
制 定

大阪大学外国語学部規程第18条第1項に規定する外国の大学との協議に基づき、第2学期から入学を許可された特別聴講学生（外国人留学生）にあつては、専門教育科目の専攻語科目「1年実習」及び同「2年実習」の履修期間は、10月1日から翌年度の9月30日までとし、成績の評価は、翌年度の第1学期末に行う。

付 記

- 1 この特例措置は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この特例措置の施行の際現に従前の特例措置の適用を受けている者に係る履修に関する特例措置については、この特例措置の施行後も、なお従前の例による。
- 3 特別聴講学生（外国人留学生）の履修に関する特例措置について（平成20年10月20日外国語学部長裁定）は、廃止する。